

## 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人独歩役員の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 理事及び監事（以下、役員という）については勤務実態に即して報酬を支給する。

- 2 役員の報酬は、必要の都度予算の範囲内において支給することができる。その額は理事長が別表1に基づき毎年6月に定める。

(改正)

第3条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表1

1号	50,000	11号	550,000
2号	100,000	12号	600,000
3号	150,000	13号	650,000
4号	200,000	14号	700,000
5号	250,000	15号	750,000
6号	300,000	16号	800,000
7号	350,000	17号	850,000
8号	400,000	18号	900,000
9号	450,000	19号	950,000
10号	500,000	20号	1,000,000